

15 年戦争下におけるプロテスタント教会の教会と 国家の関係について

—— 主として日本基督教団成立時における日本基督教会の動向をめぐって ——

金 田 隆 一*

On the relation between Protestant Church and
State during the 15-year-long war (1931–1945)
—— Chiefly the movement of the Church of Christ in Japan
(Nihon Kiristo Kyokai) in those days when the United Churches of Japan
(Nihon Kiristo Kyohdan) was formed ——

Ryuichi KANETA

要 旨

現在のキリスト教会において教会と国家の関係についての関心が深まっているが、筆者は先年、特高資料「戦時下のキリスト教運動」（3巻）を中心に「日本基督教団の成立」を発表して、プロテスタント教会が、信仰告白、教会組織の主体性を喪失するなかで、国家権力に屈従、支配されていった実状を究明した。

筆者は此度当時のプロテスタント教会において最大の教派であった日本基督教会（当然最大の責任があると考えられる）が、どのようなプロセスを経て、日本基督教団に加盟していったか、（また加盟させられていったか）を解明することにより、教会と国家の関係についてより一歩究明を進めてみたい所存である。

Synopsis

Now the Christian churches have an increasing interest in the relation between Church and State.

Few years ago the author wrote a treatise on "the formation of the United Churches of Japan" based upon the official documents of Tokko (special political police) in regard to the movements of Christian churches in time of war.

The treatise pointed out the fact that most of the Protestant churches, losing their independence and adherence to the creed, gave way to oppression and control of the Government.

This time the author tries to make more accurate analysis of the relation between Church and State, tracing the process of joining the Church of Christ in Japan (the greatest and the most responsible sect) to the United Churches of Japan.

始 め に

筆者は先年「特高資料による戦時下のキリスト教運動」資料を中心として「日本基督教団の成立」

を発表し、結論として土肥昭夫氏の指摘する「外圧と内圧のからみあい」は平等な次元における相互の関係ではなく、まさに外圧的な国家権力に対する教会の内発的な隷属であり、依存である。ここに日本の教会に伝統的な他者依存の本質が見事に顕在化したのである。」⁽¹⁾ との見解を引用しつつ、

* 教 授 一般教科（歴史）

経済的にだけでなく、信仰の本質においても自立なしえず、形骸化した形だけの教会を擁護せんがため、国家権力に屈従するなかで教会の自己保存を計ろうとした点に教団成立の本質のあることを指摘した。

筆者はこの事実経過を当時最大の教派であり、神学的、教会史的視点より日本の基督教会において指導的役割を果たしていた日本基督教会（以下日基と略称する）の日本基督教団加盟問題を通してその研究を一步進めてみたい所存である。

注

- (1)土肥昭夫著「日本基督教団成立の歴史的検討」
（プロテスタント教会の成立とその発展所収
p. 221）

「宗教団体法」の内容とその本質

1939(以下19を略す)年4月8日公布された「宗教団体法」の要点は、第一条に「本法ニ於テ宗教団体トハ神道教派、仏教宗派及基督教其ノ他ノ宗教ノ教団（以下単ニ教派、宗派、教団ト称ス）並ニ寺院及教会ヲ謂フ」とあり、始めてキリスト教が神道・仏教と共に同列公法化され、ついで第三条に「教派、宗派又ハ教団ヲ設立セントスルトキハ設立者ニ於テ教規、宗制又ハ教団規則ヲ具シ法人タラントスルモノニ在リテハ其ノ旨ヲ明ニシ主務大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス」とあり、その具体的内容として「一名称、二事務所ノ所在地、三教義ノ大要、四教義ノ宣布及儀式ノ執行ニ関スル事項、五管長、教団統理者其ノ他ノ機関ノ組織、任免及職務権限ニ関スル事項、七住職、教会主管者、其ノ代務者及教師ノ資格、名称、任免其ノ他進退並ニ僧侶ニ関スル事項……」など、これらを「教規、宗制若ハ教団規則ヲ變更セントスルトキ又ハ法人ニ非ザル教派、宗派若ハ教団が法人タラントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス」とある。

ついで第四条には、「教派及宗派ニハ管長ヲ、教団ニハ教団統理者ヲ置クベシ」、第五条には「教派、宗派又ハ教団ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ合併又ハ解散ヲ為スコトヲ得」と記るされ、特に重要な問題点は、第十六条における「宗教団体又ハ教師ノ行フ宗教ノ教義ノ宣布若ハ儀式ノ執行又ハ宗教上ノ行事が安寧秩序ヲ妨ゲ又ハ臣民タルノ義務ニ背クトキハ主務大臣ハ之ヲ制限シ若ハ禁止シ、教師ノ業務ヲ停止シ又ハ宗教団体ノ設立ノ認可ヲ取消スコトヲ得」、ついで第十七条に「宗教団体又ハ其ノ

機関ノ職ニ在ル者法令又ハ教規、宗制、教団規則、寺院規則、若ハ教会規則ニ違反シ其ノ他公益ヲ害スベキ行為ヲシタルトキハ主務大臣ハ之ヲ取消シ、停止シ若ハ禁止シ又ハ機関ノ職ニ在ル者ノ改任ヲ命ズルコトヲ得」とあり、第十八条には「主務大臣ハ宗教団体ニ対シ監督上必要アル場合ニ於テハ報告ヲ徴シ又ハ実況ヲ調査スルコトヲ得」として、宗教団体の教義、儀式は申すに及ばず、教団規則、教師の資格に至る迄国家権力が介入し、その支配下に置くことを明示している。当然のことながら、第二十六条には「教師ハ第十六条ノ規定ニ依ル制限、禁止若ハ業務ノ停止又ハ第十七条二項ノ規定ニ依ル業務ノ停止ニ違反シタルトキハ六月以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ五百円以下ノ罰金ニ処ス」との罰則規定を設けている。

すなわちこの「宗教団体法」は、明治憲法第二十八条の「日本国民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」と制限付限界内にある信教の自由なのであり、伊藤博文によれば、

「但し、信仰帰依は専ら内部の心識に属すると雖、其の更に外部に向ひて礼拝、儀式、布教、演説及結社、集会を為すに至っては固より法律又は警察上安寧秩序を維持する為の一般の制限に違はざるを得ず、而して何等の宗教も神明に奉事する為に法憲の外に立ち、国家に対する臣民の義務を逃るの権利を有せず……而して外部に於ける礼拝、布教の自由は法律規則に対し必要なる制限を受けざるべからず、及臣民一般の義務に服従せざるべからず、此も憲法の裁定する所にして政教互相関係する所の界域なり。」⁽¹⁾と注釈しているが、明治憲法の「安寧秩序、臣民タルノ義務」の概念は、治安維持法にみられるごとく「国体ヲ変革スル」の適用範囲を共産、社会主義者より後に自由主義者、宗教者に迄その弾圧の対象を拡大していった歴史的事実に示されるように、極めて包括的、概念的な法理論であり、その本質は、同憲法第三条に示された「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」の現人神としての天皇の神聖不可侵の宗教的神権天皇制の理念にあったものと考えられる。

では政府側はこの合同問題に対していかなる理念と態度をとったのであろうか。

'39年1月、平沼内閣によって帝国議会に提出された法案の提出理由はつぎのごときものであった。

「国民精神の作興は宗教の健全なる発展にまつ所すこぶる大にして、現下時局重大の際その必要

更に切実なるものあるにかんがみ、宗教団体に関する現行法規を整備統一し、宗教団体の地位およびこれに対する保護監督の関係を明確ならしめ、その健全なる発達ならびに教化機能の増進を図る等のため、宗教団体法を制定する必要あり。……更に実質的に国家と歩みを共にする宗教に対しては保護、助長、救済の途を新たに開くと共に、一方公安を妨げ公益を害するような行為に対しては、より嚴重に取締ることが必要である。今回の宗教団体法案は実にかかる意図のもとに立案されたのである。」⁽²⁾と述べ、その具体的事実は、この法案の審議の過程で明らかになった文部省宗務局長松尾長造の答弁に示されている。

「若シ宗教団体或ハ教師等ガ、教義ノ上カラ我が国ニ於テ神社参拝ヲ拒ムヤウナ、或ハ人ヲ参拝サセナイヤウナ、若シモサウ云フ不料簡ナ真似ヲスルヤウデゴザイマスレバ、ソレハ明カニ安寧秩序ヲ紊ス者デアル。少ク共公益ヲ害スルト言ツタヤウナコトニ相成ラウカト存ジマスノデ、其ノ点ハツ厳ニ本法ニ依ツテ律シテ行キタイ、斯フ考ヘテ居リマス。」⁽³⁾と述べている。すなわちその立法の基本的理念は、前述したごとく明治憲法に示された現人神としての天皇の神聖性と、その天皇制の根源をなす天照大神を祭神とした伊勢神宮を頂点とする国家神道の絶対化に他ならず、太平洋戦争激化のなかでその理念は一層明確化されていった。

たとえば、「宗教に対する正邪判断の規矩準繩は何に求むべきであろうか。法律の定むる各種の規定に拠るべきことは勿論であるが、其の根本理念は飽迄も民族的信念たる皇道精神に基礎を求めねばならぬと確信する。右の皇道精神とは国家皇室を中心とする臣民道を指すのであって、之と相容れない宗教は必ずや皇国に於て発展することは出来ないであらう。」⁽⁴⁾との見解に示されるのであるが、文部省のキリスト教団に対するより具体的見解とその要望は、'42 年 9 月に開催された教団幹部錬成会の席上、文部省宗教局長阿原謙造が、「日本基督教団の使命」と題する講演の中で、

教団成立の第一義は、「即ち国内的に愈々国民的の信念を培ひ、対外的に大東亜に於ける諸民族との精神上の提携を図らんとするに当っては如何なる意味に於ても派閥は許されないものでありまして、愈々力強い信仰に依って緊密に結ばれることが必要なのであります。……教団成立の第一義は実に茲に存するのであります。……第二に教団が宗教団体法に依って認可せられたと云ふことは、申す

までもなく、日本基督教としての発足を前提としてゐるのであります。即ち教義とか信条とか申すに及ばず神学的思想や布教の方針に至る迄、すべて日本基督教としての立場より発足せらるべきものであることを予定しているのであります。」⁽⁵⁾と部制（会派制）の否定と天皇制下に隷属し侵略戦争を精神的に支持する日本的基督教の確立を主張している。

注

- (1)伊藤博文著「憲法義解」（岩波文庫版 p. 60）
- (2)宗教調査会編「貴族院、衆議院宗教団体法案速記録」（1939 年度文久社出版部）
- (3)根本松男著「宗教団体法論」p. 11～12（巖松堂書店刊）
- (4)司法省刊「思想研究資料」特輯 96 号「最近に於ける類似宗教に就いて」p. 368～369。
- (5)「教団時報」1942 年 10 月 15 日号

「宗教団体法」に対する教会側の対応

『日本基督教団史』によれば、「宗教団体法」に対する当時の一般的受とめかたは以下のごとくであった。

『キリスト教関係の事柄について見ると、この法律が非常に重大な意義を持っていたことがよくわかる。当時のキリスト教は三十余の教派にわかれ、各々別個に活動をし、その組織は民主主義的であり、その多くが米英本国の教会と関係を持っていた。それがそのまま、一個の教団として認可を受けえないことは、明らかである。すると別々の教派としてではなく、まず、いっしょになって教団を作り、文部大臣の認可を受け、その教団の下で従来の通り存続し活動が続けるという方向に動くのが自然である。もしそうでないと、各教派や各教会は文部大臣の管轄下にはいらない「宗教結社」となり（第二十三条―第二十五条）、地方長官（知事）に結社の届出をせねばならぬ。その場合、認可されるか否かすこぶるあやしいが、たとい認可された場合でも、内務大臣の管轄下に置かれ、したがって非常に厳しい取り締りを受け、その指図に服従しない場合は解散も余儀なくされる。それはもちろん信徒たちの欲しないところであって、従来の行き方を生かすためには、基督教団において団結してゆくよりほかに道はない。そしてそれは、すでに述べたように、各派のキリスト教内に動いていた強い主張であった。だから今の場合、宗教団体法の規定によって、各派のプロ

テスタント教会が、合同して一個の教団を作り、一致団結してゆくべきである。それが現下の時勢の下でとるべき唯一の方法である、というのがだいたい当時各教派の責任者たちの間の一致した意見であった、といって差し支えない。」⁽¹⁾とあり、「東京教区史」はその本質を以下の如く要約している。

「日本基督教団の成立を論ずるにあたっては、日本の教会の当初から置かれてきた歴史的事情の中から、特に二つの要因をあげねばならない。その一つは教会自体が最初から、いずれの教派にもよらない公同の教会を建てようとしてきたことであり、他の一つは、教会が、明治政府以来の大方針であった帝国主義や天皇神格化思想などの圧迫に対処するため、大同団結せねばならなかったことである。」⁽²⁾と15年戦争下、国家権力の重圧の加わるなかで、かの明治以来の伝統的課題である「合同的教会観」への指向と国家権力からする圧迫の自己防衛的「教会擁護の精神」の一致を主張している。

注

- (1)日本基督教団史編纂委員会編「日本基督教団史」p. 89-90 (日本基督教団出版部刊)
- (2)東京教区史編纂委員会編「東京教区史」p. 15-16 (日本基督教団東京教区刊)

ホーリネス教会の弾圧事件を通してみた 教団、並びに「宗教団体法」の本質

柏井創氏は、「1946年6月7、8日開催された第三回教団臨時総会では、教団元第六部（日本聖教会）と第九部（きよめ教会及び日本自由基督教会）の牧師に教団が辞職を勧告した事実について質問があり、教団統理者であった富田氏は『其ノ当時已ムヲ得ザル事情ナリシ旨ヲ以テ之ニ答フ』。さらに議長は『戦争中苦難迫害ヲ受ケタ旧六部・第九部教師及び他ノ教師』を『議場ニ紹介シ、謝意ヲ表ス』。謝意とは何であったのか。教団の責任はいささかなりとも自覚されていたのか。大きな疑問符がつく。

元第六部・第九部教師に対する教団の措置が問われ、身分を剥奪されたまま復帰の機会を得なかった教師の名誉回復が教団の常議員会と総会に提議されたのは、実に1982年になってからである。これは信仰の仲間に対する戦争責任の問題であり、教団の成立と体質を問い直すことにもなる。ホーリネス教会弾圧事件は、教団にとっては過去

形ですませる問題ではないのである。」⁽¹⁾とホーリネス教会の弾圧事件を通して教団の教会責任、戦争責任を鋭く追求している。

この弾圧事件とは'42年6月26日早朝、全国一斉に行なわれたホーリネス系三教会中より96名の牧師（翌年、更に15名が追加）が、「改訂治安維持法第七条、治安警察法第八条、及び宗教団体法第十六条」違反の容疑で検挙された事件である。容疑内容は、スパイ行為、神社参拝拒否行為、ユダヤ人援助問題、キリスト再臨の教理であったが、最大の問題点は、この教派で強調された「千年王国によるキリスト再臨説の信仰の教義が、国体に反する思想と断定されたことに基づくものであった。それは全国に共通した検事の論告求刑において、

「日本ホーリネス教会又ハ日本聖教会ノ会則ニ『キリストガ栄光ノ貌ヲ以テ再来シ』トアルノハ之デアリマス。前述ノ予審ノ認定ニキリストアルノハ此ノ栄光ノ貌ニ於ケルキリストノ意味スルコトハ其ノ調書ヨリシテ明デアリマシテ、斯クキリストガ目ニ見ヘル現実觀ヲ以テ再臨シ、此ノ地上ニ千年王国ヲ実現シテ、日本ヲ含ム地上一切ノ国家ノ固有ニシテ絶対ノ統治権ハ失ハレ例外ナクキリストノ統治ニ服スルニ至ルト做スモノトスレバ、ソレハ畏クモ万世一系ノ天皇ノ大日本帝国御統治ガ千年王国ノ実現ニ際シテ廃止セラルベシト做ス説タルコト明デアリ、斯クノ如キ再臨説ヲ包含スル日本聖教会ノ教理ハ当然国体ヲ否定スベキモノトナルデアリマス。」⁽²⁾とあり、より具体的には「キリストが再臨し、キリストが世界を統御する時、天皇の地位はどうなるのか?」「キリスト再臨の考えを徹底する時、国家の政治的変革をもち来らずにはおかないのではないか?」との特高警察の訊問によって充分知ることができる。

この結果、当時聖書学院の校長であった米田豊牧師、聖教会会長の車田秋次牧師らが懲役二年、伊藤馨牧師が一番重い懲役四年の判決をうけたのであるが、その中獄死者五名、服役後、あるいは病氣保釈により帰宅後の死亡者は二名を数えたという。⁽³⁾

この弾圧は過酷を極めた。内務省は、'43年4月7日、ホーリネス系三教会の牧師の起訴を決定すると同時に、三教会を結社禁止処分にした。同時に文部省も同日、未だ有罪か無罪かの判決が下らないにもかかわらず「宗教団体法第十六条」を適用して、教会の認可取消を行い、解散を命じている。

この事件に対して、教団側のとった態度はどのようなものであったか。それは当時の教団全体のホーリネス教会の弾圧に対する姿勢と体質を示すものであるとともに、教団それ自体の本質を問うものに他ならない。

すなわち教団は以上の文部省の指令を受けた後、直ちに在京常議員会を開き（地方、欠席の常議員にも返信を求め同意を得ている）、この緊急事態に対処して、文部省の指示通り下記の如く決議している。

「教会は設立認可取消ニ依ツテ一旦解散スルモ、情状ニ依リ可及的速カニ更生セシムル積リナリ。教師ノ辞任モ本人ニ納得セシメ自発的ニナシムル取扱ヲナス。

教師ノ再教育ノ為適切ナル時期ニ於テ分限ヲ復得セシムルコトアルベシ。……」⁽⁴⁾と。

なお、その後復職希望者には、「教師錬成教育」が行なわれている。その内容は

「国体の本義に徹し日本基督教の真意を識覚せしめ以て本教団の果さんとする大東亜戦争の目的完遂と日本基督教の樹立とに協同の責務を荷い得る識見と実践力とを両養せんとするための再教育であった。」⁽⁵⁾のである。

これに対し教団統理者富田満は

「……私共の見る眼では関係教役者よりも却って信者中に不逞教義に対する妄執強く、それを清算し切れぬ者が多く、今後彼等は信者同志秘密集会を開催しやしないかと憂慮してゐるので此の辺ぬかりない様に指導したいと思つてゐます。…今回の事件は比較的学的程度が低く且聖書神学的素養不充分の為、信仰と政治と国家といふものを混合して考へた結果とは云へ、教団にとって洵に悲しむべき出来事であり、統理者としても充分其の責任を感じてゐるのですが、……」⁽⁶⁾と述べ、弾圧の真因を国家権力による思想、信教の基本的人権の剝奪という視点におくのではなく、ホーリネスの信仰が神学的素養の不充分さにあることに求めていることを知る時、当時最大の教派であった日本基督教会の大会議長より教団統理者に選ばれた富田満のもつ神学的立場よりする教派的プライドの差別意識が露骨にみられ、その対処の仕方は教団がその余波を避けるため、これを切捨てるというまことに冷淡そのものであったといえる。

大塩清之助氏は教団の罪を指摘して「弾圧の構造は、内務省から文部省、文部省から教団常議員会、常議員会からホーリネス教会と教師たちへと、速やかに有無を言わず上意下達され、実行され

ていった。」⁽⁷⁾とし、その原因は、

「教団の設立自体が、すでにアジア侵略に挙国一致させるための宗教団体法の圧力に教会が屈した結果生まれたものであった。教団成立時に制定した教団規則第七条の『皇国の道に従いて信仰に徹し、各々その分をつくして皇運を扶翼し奉るべし』という言葉は、教団成立の事情を伝えている。……教団が犯したもう一つの過ちは、教団内の兄弟が国家の弾圧に会っている時に、これを防衛しようとする事なく、反対に迷惑がり、すすんで国家に協力して、教師資格を剥脱するようなことをした事実である。その自己正当化の理由として、彼らを異端的であると化したのである。」⁽⁸⁾と述べている。そこには同じプロテスタント教会にあるものとして、また教派を解消して一つとなった教団の本来あるべき、「喜ぶ者と共に喜び、泣く者と共に泣く」（ローマ書 12 章）信仰の告白共同体としての愛の交りはその片鱗だに見出すことはできない。（もっとも当然のことながら教会にとって最も重要な信仰告白をもたなかったのである。）

しかも当局が狙ったホーリネス教会弾圧の最大の目的が安倍豊造牧師が獄中であつて特高警察より聞いたという「君たちを叩いてもなお日本のクリスチャンたちが目を覚さないようだったら、この次は一番大きい日本基督教会をやることになっているんだよ。」⁽⁹⁾との事実を知る時、自己保身的な教団側のあまりにもむごいエゴイスト的な排他的教派性と、問題の本質を捉ええない信仰の告白の主体性の脆弱性、及び行動そのものでなく、信仰の教義の内容に迄介入する治安維持法による国家権力の教会弾圧の社会科学的認識の欠如が指摘される。

注

- (1)「ホーリネス弾圧と日本基督教団」（ホーリネス・バンドの軌跡所収 p. 740）
- (2)「戦時下のキリスト教運動 2」p. 381
- (3)「上掲書 2」p. 245-248。「上掲書 3」p. 128
- (4)大塩清之助著「教団の罪の告白」（福音と世界 1983 年 9 月号 p. 28 所収）
- (5)土肥昭夫著「日本プロテスタント・キリスト教史」p. 406
- (6)「戦時下のキリスト教運動 3」p. 144
- (7)大塩清之助著「教団の罪の告白」（福音と世界 1983 年 9 月号 p. 28 所収）
- (8)「上掲書」p. 32-33
- (9)安倍豊造著「われらを試みにあわせず」（ホーリネス・バンドの軌跡所収, p. 498）

日本基督教会の姿勢とその対応

一、教団加盟前（1936年迄）

敗戦に至る迄日本プロテスタント教会中最大の教派として一定の福音主義的神学と教会観を有した日基は創立者植村正久以来、国家権力並びに外国ミッションからの自主独立を標榜するゆえに昭和初期（1935年）迄は、一貫して宗教法案に反対の姿勢をとっていた。

'26年10月の第四十回大会においては、宗教法案反対実行委員会がつけられ、川添万寿得以下7名が委員として選ばれている。翌年1月、委員会は大會議長毛利官治との連名で「宗教法案反対理由書」を枢密院を始め両院議員、関係者、教会等へ送付している。当時としては極めて優れた内容を有していると考えられるので以下その要点を記することとする。

まずこの法案の本質を「我が国民の信仰生活に幾多の拘束を加ふる一種の宗教取締法案」として把え、「思ふに斯る法案が成立して其の実施を見るに至ったならば、為に信仰の自由は妨げられ、宗教の発達には沮まれ、延いては国民の精神生活も亦為に萎靡凋竭せずんば止まないであろう。而して又是れ実に宗教に対する不正義を敢てするものであって、終に文明史上に国家の大汚点を遺す事ともなる。」⁽¹⁾と述べ、その具体的内容として

「第一、此法案は憲法の精神に反す。

国家が宗教的文化の独立を重んじ、信仰の自由を保障するは近代的正義の要求である。……然るに法案の第三条を見るに宗教の教義の宣布、儀式の執行又は宗教上の行事にして安寧秩序を妨げ、風俗を壊り、又は臣民の義務に背く虞ありと認むるときは監督官庁は之を変更若くは取消を命じ又は禁止を為し、尚改めざる時は宗教団体の解散を命じ得る事と定めてある。……是れ行政権の甚だしき濫用にして、往時の斬捨御免の専制に復らんとするものに外ならず。果して然りとせば、憲法が信教の自由を許したる実何処にか存すべき。斯の如き不法は立憲治下の国民の到底忍ぶ能はざるところである。……

第二、此法案は宗教の本質に反す。

宗教の本質上其の健全なる発達には主として宗教団体の自治に待つべきものにして、政教分離こそその根本的理想と謂ふべく、これに反せざる限度の保護監督であらねばならない。……宗教団体内部の事項に関しては全然自治に委せ、濫りに干渉せざるを常道とする。

然るに法案は第十条を以て宗教的結社の戒規及秩序、即ち純粹に内輪の事項につき文部大臣に凡ての必要なる処分をなす絶大の権能を与へをのみならず、更に宗教団体の規則の認可（五十二条、十四条）及び之が適用解釈其他有らゆる宗教団体内外の争議は悉く文部大臣が最後の決定権を有し（十四条、四十条）宛然宗教界の法王たる觀をなしてをる。……而してあらゆる宗教の最高權威たらんとする未曾有の法王である。今日の時勢に逆行し、敢て斯る極端なる干渉主義に墮せんとするその勇氣には驚かざるを得ない。是実に宗教の本質の何物たるかを全く解せざるに由る暴挙ではあるまいか。……

第三、此法案は宗教の事実反す。

法案が神仏耶三教に対し機械的平等を実現せんと苦心する労は多とすべきも、これ却って牛馬軌を一にせしめて之に鞭つが如く、各派にとりて其生命を失はしむるものである。例へば教派（神道）及宗派（仏教）に関する規則が悉く教団（基督教）に準用せられ、許可せられ（五十七條）、又寺院内部法が教会内部法に大部分準用せられた（九十七條）如き驚くべき無理解である。要するに此法案は宗教行政の便宜といふ狭少なる見地よりして立案せられたる官僚主義、法律万能主義、劃一主義の余弊である。……宗教現象に反する此法案の如きは期せずして宗教を害し、国を衰へせしむるに至るものである。」⁽²⁾と。

なお札幌教会小野村林蔵牧師はその直後、以上の反対理由書に補足する観点より「宗教法案と我が教会」と題して下記のごとき制度上よりする鋭い批判をなしている。

「信仰と生活とは相即不離なものである。しかも生活が団体的に表現される場合には、それは必然的に団体制度の様式を決定する。聖フランシスの思想、信仰を離れては、フランシス教団のあの特異な制度はあり得ない。斯くして教会制度は信仰から生れて信仰と切り離すことの出来ないものである。他のものは知らず、宗教にとっては、制度の改廃は、かかって日本基督教会の信仰の問題となるのである。

宗教法案は此の点に於て実に無理解千万なる不法を強要しつつある。即ち教団管理者なるものを設定して、之れに教会の統轄、管理の権限を附与する一種の監督政治を、一切の教会に強ひやうとしつつある。それは明かに我が日本基督教会の歴史を無視し、その信仰と主義とを蹂躪するものである。

教職の平等と、代議制度の徹底とを精神とし、一個人に特種の監督権を附与することを許さない我が教会制度は、今や政府の無謀な法案によって真正面から脅迫されつつある。

それは単なる制度の問題ではない。制度の問題であるが故に、また必然に信仰の問題である。信教の自由といふことが、唯だ文字に現はされた信条の自由といふことなら知らず、それがいやしくも活きた信仰の自由を意味するものなら、それは必然にまた制度の自由であらねばならぬ。教会制度に対する強要、制限は信仰に対する干渉でなくてなんであらう。

日本基督教会の委員が指摘しつつある他の諸点は暫く別として、此の教会制度に関する一点から見ても、それは明白に憲法の精神の蹂躪である。しかもそれは将来に発生し得べしとしての懸念でなくて此の法案の成立と同時に発生する信教自由の蹂躪である。……」⁽³⁾

この信仰思想こそ、創立者植村正久が、かつて明治政府の提出した宗教法案に対して、

「信教自由の大義を明らかにし、教会自治の権利を主張し、毫もこれを侵害せられざるよう細心注意するは、キリスト教徒に取りて安全の道なるのみならず、国家の進歩、人心発達のためにも甚だ必要なることなるべしと信ず。」⁽⁴⁾と主張したその精神を継承したものであることは申すまでもない。

この'27年代における福音新報では毎号法案の審議過程や反対運動についての詳細な報告がみられ、日基の教職者を中心として結成された宗教法案反対基督教同志会は、「宗教法案反対趣旨」を公表して法案の廃棄または提出延期を主張している。この法案は結局廃案となったが、田中義一内閣は'29年1月宗教団体法案と名称を改めて再度国会に提出した。名称、表現等多少の表現の緩和はあるが、その本質は何ら変わっていない。

これに対する日基の基本姿勢も他教派の変化しつつある中でバプテスト西部組合と共に一貫して反対の姿勢を崩さなかった。

すなわち'28年10月開催された第四十二回大会で対宗教法案特別委員会の設置を承認し山本秀煌以下8名の委員が選出されている。翌年1月、委員会は「宗教団体法案反対意見書」を発表し、第一に「本法案は干渉主義を捨てず憲法の精神に反し自治を破壊す」⁽⁵⁾とし、具体的には「公益に必要な場合」との制限と干渉による自治干渉（第八条）、文部大臣と地方長官による二重監督（第六、

七条）、監督官庁による過度の監督（九条）、制限付教師資格（第十二、八十三条）、監督官庁の許可主義（第二十六、三十九、七十一、七十六条）、治安警察的罰則主義（第十条、十四、八十二、八十六）等をあげ、第二に「本法案は官僚的劃一主義にして、宗教界の事実反す」⁽⁶⁾とし、具体的には各宗門の歴史的、伝統的特質を否定し、特に基督教に対しては仏教の規定を適用するなど三教一律主義であり（第四十四、六十九、八十条）、教団制度はキリスト教の各教派性の特質を否定するもので、それは「……前法案の最大欠点としたる時代錯誤的干渉主義、官僚的劃一主義を捨てず重大なる諸点につき何等改善の跡なきは誠に遺憾とす。……」⁽⁷⁾との理由で反対した。

しかしこの態度が微妙な変化をみせてくるのは'32年の第四十六回大会においてである。この大会で東京中会は今泉源吉を提案者として下記の建議案を大会常置委員会に提出した。

「先般米文部省に於て、宗教法制定の計画を進めつつあるは、東京朝日新聞の報ずる所によるも明らかである。今後閣議に於て政策上如何に決定せらるるかは最も注目を要すべき事である。我が教会が事前に適当なる対策を講ずるを以て聖なる責任なりと信ずる。

茲に当中会は決議を以て大会常置委員に対し、緊急の処置をとられん事を建言するを必要なりと認む。」⁽⁸⁾

この提案に対し大会常置委員会は「……熟議の結果、東京中会の提議は、目下の処、大会を待つて適当なる方法を採用することにし、その旨東京中会常置委員に通知することにした。」⁽⁹⁾とあるのみで、大会の議事にかかることは勿論のこと、その基本的態度を曖昧にして具体的対策を示していない。

それは国内的には治安維持法の改悪に伴う共産、社会主義者及び労働運動の弾圧、国際的には'28年6月における関東軍による張作霖の爆殺事件、'31年9月に生じた柳条湖の満鉄爆破事件を通しての満州事変の始り、すなわち満州侵略による15年戦争の開始を歴史的背景とした国家権力による戦時体勢の強化と戦争遂行への支配の一元化があったことは申すまでもない。

'35年開催された第四十九回大会において、教会合同問題に関する全員協議会がもたれたが、

「教会合同は日本基督教会の伝統的精神であって誰れも異議はなかったと思ふ。ただ其取扱いについて色々の意見が出たのであります。ついては

委員らはその意見のあるところを考慮して左の通り立案す。

即ち合同問題は、吾委員をして其成行を注意せしめ、必要あらば各教会の本質的信仰の立場に依拠しつつ慎重の態度を以て他派委員と交渉せしめ、其の結果を次期大会に報告せしむる可しと思ひます。」⁽¹⁰⁾との報告が満場一致を以て承認され、同時に小林誠以下7名の教会合同に関する委員があげられている。

ゆえに宗教法案の反対運動においてその指導的役割を果たした植村正久の女婿で大会議長であった佐波亘は、この年その基本的方針を根本的に転換し、絶対反対より修正提案に切換えた意見を発表している。

「第一は教会の権能自治と衝突する如き点を削除し又は改正する事、即ち心靈上の事、礼拝、礼典、教職の任免、会議の召集開閉などに対し国家の干渉を容るべきにあらず、是等の事の為に、国法に問はれ迫害を受け刑戮せらるるに至りし例少からず、されど国家の干渉其所までには至るまいからと言って之を不問に拱くべしとなす実利論を唱へる者あるは嘆息すべきである。これは利害の問題にあらず。

主義の問題である。されば主務官庁の監督範囲を明にし教会自治の権利を侵害せられざる様修正せねばならぬ。……」⁽¹¹⁾と述べている。

かくて翌年一月、ここに「宗教団体法に対する基督教側の意見」と題する見解が発表され、このなかに日基としてのこの法案に対する姿勢の根本的变化を示す修正意見が公表されるに至った。

まずこれに至る経過説明として

「是より先き日本基督教会側にて昨年十月の大会にて其の調査委員を挙げ、同十一月廿三日第一回委員会を開催し修正方針の大綱を決し、更に小委員に託して研究調査を重ね、聯盟総委員会に先立つこと二日同月十六日の委員会にて文部省草案に対する修正の意見を決定し、……」⁽¹²⁾と述べ、ついで修正の理由を以下の如く説明している。

「文部省作成宗教団体法草案にては、宗教も亦社会の一事項と見做し、信仰の本質より出でたる宗教行為に属するものも認可、許可或は監督の項を設けて之を取締らんとするにあるものの如く、全条文は此の意図を以て一貫せることは明に認め得られる是れ洵に信教自由の大義に添はざるものと謂ふべく、一国の立法的名譽の上より遺憾とせざるを得ない。吾等は憲法の規定に照らし、信教自由の爲めには、少くも、礼拝の自由宣教の自由

教会建設の自由を確保する所なかる可からずと信ずる。此の理由により同草案を左の如く修正せんことを希望すと云ふのである。」⁽¹³⁾と。

その修正の内容は

「一、宗教教師の資格に関する規定→削除、二、教派宗教教団の監督規定→地方長官を削り主務大臣之を監督すと修正、第十六条実況ノ調査ヲ為スを削除、三、秩序維持に関する規定削除、四、宗教の宣布儀式の取締に関する規定→第十二条、十三条『認むる』を削除、五、教派、宗派、教団認定の規定→第十七条、十八条、十九条に於ける『認定』を『在るがまま』に修正、六、教団規定変更に関する規定→届出制と修正、七、教団代表者に関する規定→第廿三条『統轄・管理』を削除、八、教派宗派教団の合併及解散規定→届出制と修正、九、教会設立に関する規定→届出制と修正、十、教会規則変更に関する規定→届出制と修正、十一、教会管理者に関する規定→管理者に準教師、信徒も含むと修正、十二、教会所属変更に関する規定→届出制と修正、十三、教会合併後の規則に関する規定→届出制と修正、十四、教会の解散に関する規定→届出制と修正、十五、罰則に関する規定→罰則に『別項本法ノ施行ニ関シ、官公吏其の職権ヲ濫用シ信教ノ自由ヲ妨害シタルトキハ三年以下ノ禁錮ニ処ス』の一条を加える。」⁽¹⁴⁾とあり、その修正内容は「十五の罰則に関する規定」以外、基督教聯盟の修正意見と殆んど変わらない。この修正案を後成立した宗教団体法と比較すると、条文の簡素化、地方長官による監督権の削除等一部改正の内容はみられるが、その本質において主務大臣（文部大臣…筆者注）の認可制に基く管理監督の根本姿勢は何ら変わっていない。まして官公吏の職権濫用による処罰問題など一笑に附されている。

筆者は日基が宗教団体法に対して絶対反対の旗を降し、修正案に切換えたこの時点で国家権力に対し本質的な挫絶と敗北の道をたどるに至ったと考えざるをえない。ではその要因はいずこにあったのであろうか、以下その問題点を詳述することとする。

その第一原因は申すまでもなく、満州侵略に始まる15年戦争の長期的戦争政策に基く国家権力による思想、宗教への統一支配の強化である。具体的には'32年5月、満州における傀儡政権の樹立を国際的背景に生じた海軍将校らによる大養首相暗殺事件、翌年には国際連盟脱退と京大滝川教授の思想弾圧、小林多喜二虐殺事件が生じている。

'34年には貴族院で菊地武夫が美濃部達吉博士の「天皇機関説」を攻撃し、政府の支持と衆議院での「国体明徴決議案」が可決されることにより、陸軍省、文部省はただちに「国体明徴」の訓令を発するに至った。一方関東軍は満州より中国北部へと侵略を拡大して「チャハル事件」を起し、国民政府軍は河北省より撤退のやむなきに至った。かくて'36年2月生じた皇道派青年将校ら千四百余名によるクーデター事件は高橋蔵相を始め多くの大臣を殺害しただけでなく、ここに政党内閣は完全に終焉をとげ、政治的権力さえも軍部に掌握された。以後日本は軍国主義、ファシズムへの傾斜を一層深めるに至ったのであり、この国内における歴史を背景に軍部は財閥を経済的バックとして翌年7月、蘆溝橋事件を契機として日中戦争の泥沼に突入し、日本帝国主義の野望はやがて中国全土に及ばんとしていた。

時を同じくして日基は国家権力による思想宗教支配の強化されるなか、自らもまたその内部矛盾の苦悶の中で教会全体として質的転換を遂げ、自らが意識すると否とを問わず自壊の道を辿らざるをえなかった。一言で申すならば、昭和初期に発生した高倉徳太郎をリーダーとする福音同志会を排除するなかで'35年5月、神奈川県御殿場で約四百人の日基の代表者を集めて開催された「日本基督教会大修養会」に注目したのである。

福音同志会は浅野順一によれば、

「この会の目的は今日的に言えば形骸化した教会の改革もしくは革新であって、その根本精神にカルヴァンの宗教改革の信仰の基調に立つものであり、それをその当時の日本の教会の中に生かそうというものであった。」⁽¹⁵⁾とあり、その神学的根拠については「福音と現代」の創刊号で主筆高倉が以下の如く述べている。

「かかる教界内外の時代相に対して、最も要求せらるべきもの、最も力強く説かれ、主張せられ生かされるべきものは福音的な真理と信仰とそれに基づく生活であるとは我等の確信するところである。我らはいま福音の信仰に立って聖書の與ふる無比なる真理を新に明確に把握し、之を現代の思想と生活とに対してしぶと訴へなければならぬと信ずる。……教会を福音の信仰に強く立たしむることによって始めて、我等は教会をとほして祖国とその文化とを真に憂い、之を救ひ、之を潔め得るのである。」⁽¹⁶⁾と。

なおその具体的主張としては、高倉の弟子として日本神学校で教鞭をとり駒込教会を創立した上

田丈夫が、日中戦争遂行の暗い日本の現実の中で、何らなすすべもなくさ迷っている教会の現実の姿を直視しつつ、以下のごとく教会の改革的公同運動を主張している。

「公同運動は、神の恩恵に対する感謝と自己の罪に対する悔改めにより、真実の教会をたて直すことであり、現実の教会を真の教会たらしめることによって、教会を救い、教会の現代に対する使命を正しく遂行せしめようとする念願に他ならぬ。現実の日本基督教会は行詰りであるといわれる位に、真実の姿から遠いものになっている。伝道の不振、会計の状態の萎縮、教職と役員との関係の悪化、所属教会中心の利己主義などによって、聖書の真理、福音は制限され、歪曲されている。この隙に無教会主義が潜入する。教会内の醜い争い、排撃、同志討ち、それに外部からの圧力が迫ってきている不用意な教会合同論も起ってくる。」⁽¹⁷⁾と。

しかし事実としての福音同志会の運動は、多くの困難な事態に遭遇して、教会論の未成熟、過激な行動もあって解体せざるをえなかった。それは高倉が当時改革の拠点として、浅野、今泉源吉、福田正俊、宮本武之助らの少壮メンバーを用いて'32年以来校長としてその責任を負った日本神学校における改革案の失敗、この問題と、高倉の牧する信濃町教会の副牧師後任問題をめぐっての福音同志会中央委員会と教会の一般会員、有力長老達との対立があり、彼らは福音同志会を秘密結社とみなし「ギャング」呼ばわりまでしている。しかし最大の理由は福音同志会の支柱であった'34年2月の上田牧師の急死と引続く高倉牧師の自殺であった。以後駒込教会、福元利之助牧師の牧する山梨教会の公同教会運動の理解をめぐっての分裂が相いつぎ、日基主流派よりして、それは日基に反抗する分派行動として激しい批難をうけるに至った。更に後、今泉、福元、横山の三氏が福音同志会を離脱して「みくに運動」と称する日本精神とキリスト教の統合を目指す国粋主義運動に走ったこともその分裂と崩壊の深刻さを増した一要因であるといえよう。

にもかかわらず筆者は、'34年1月以降の、「福音と現代」の後継誌である「信仰と生活」誌の掲載論文を繙く時、特に浅野順一らを中心とする、日本的キリスト教、国家神道に対する批判、また独逸におけるヒットラーの独裁政治、キリスト教に対する統制支配への旧約聖書を通しての予言者的批判など、今日においてもなお価値のある珠玉

の論文を見出すことができる。

ゆえに教会合同問題についても、編集者伊藤恭治は、教団成立を目前にひかえて

「昨今の教会合同問題は現下の儘に推移せば日本に於けるプロテスタント教会の歴史に好ましからぬ汚点を印したものととして後世の史家に記録せられるのではあるまいか。……

とまれ、私は現下の実状に於て教会の合同が形式的に実現したとすれば之は実に憂うべき偽て非なる畸形的教会を生じ、所謂合同教会は其の跛行的な歩みの中に幾多の内的破綻に悩まされる様な結果を招来するのではあるまいかを憂ふものである。……

合同の根底は云ふ迄もなく信仰理解の問題で、此迄に真の一致なくして機構や職制をどれほど整へても無意味である。何となれば信仰的一致なき時、機構や職制の整理は却って儀文的な軛となるのみだからである。」⁽¹⁸⁾と信条問題と教会観の相違より反対論を展開している。それは歴史的事実として教団加盟を決定した、第五十四回日基大会において約四分の一の反対者を出したが、その多くは福音同志会の流れを汲むメンバーであり、特に指導者役割を果たしたのは同志会の支持者であった福岡城南教会の藤田治芽牧師であった。

さて筆者は既述したごとく、日基主流派はこの福音同志会の教会合同運動をその過激な行動をもって一種の分派運動と批難排除し、その主流派によって開催されたのが'35年5月、御殿場での「日本基督教会大修養会」であったと考える。以下その問題点について論述することとする。

まずこの修養会講演集の刊行の言葉として、

「……本講演は日本の各派全基督教会に対する時局当面の一メッセージでもあると信ずるからである。のみならず、之れ唯に基督教者とのみ云はず、我同胞全国民に対しても亦、日本基督教会の志す所と、其の本領面目の一端を示し得ば幸なりと信ずるからである。」⁽¹⁹⁾とその抱負を述べており、その本質において日基全体が意識すると否とにかかわらず、侵略戦争の拡大されつつあるさ中、政府、軍部の帝国主義的支配に基づく思想、宗教に対する一層の重圧下において、日基自らが、自身の信仰とその主体性をもって、時局に対応する教会の基本的姿勢をキリスト教界内外に示していったものに他ならず、小野村林蔵牧師の主題講演「現代の思想—其の批判と主張」はその内容と信仰の質的变化を表明しているものと確信する。

小野村はまず「日本主義」について定義をなし、

「万世一系の天皇による皇室中心主義、日本国統治の主権者である天皇、神社を基礎とした祖先崇拜、天皇を国家の家長とした家族主義、忠孝を基本とした国民道徳」にあるとし、一言で申せば「皇室を中心とした綜合家族主義」と規定した。

ついで小野村はキリスト教と日本主義の関係を土台に据えつつ、ファシズムに向きつつある厳しい時代のなかで日基の進むべき方向を以下のごとく洞察する。

「先ずキリスト教の側に於いて必要な事は日本主義思想の末節は言わず、その中心思想である皇室中心主義は、日本国の永い伝統と歴史とを背景とする上に、民族的感情によって深く強く培われているものであり、日本民族の歴史と終始すべき性質のものである事を認識する事である。次に此の皇室中心主義の伝統は民族の純一性と相結んで綜合家族の觀念の動かし難い礎石となりつつあることを承認することである。……

さらにいわんや、皇室を中心とする綜合家族的自覚は、日本民族の国家的結合、一致を、功利以上のものたらしめる尊貴な要素である。これを正しく導くなり、将来日本民族が、世界の人類の社会生活に貢献すべき最も特色ある社会相を実現し得る命望ありとなすべきである。……

キリスト教信仰は、日本主義と対立するものではない。いわんやわれらの目的は日本国の教化にある。……キリスト教は日本国の昌栄のために、むしろ日本主義の健全正常なる生長を祈り、これを浄め、これを高めるそのために正しい助力を致すべきである。

同時にまた日本主義への不見識な迎合をも排斥すべきである。附和、迎合はいたずらに侮りを買うにとどまり、日本国にも、キリスト教にも何の利益をもたらさぬであろう。近時『日本的キリスト教』と称するものを宣伝する人々がある。キリスト教が日本国民の信仰となるためには、日本国の思想、伝統と調和する必要のあることは当然である。しかしキリスト教に神道の上薬を塗るような不見識は、断然忌避されねばならぬ。……

綜合家族制度を保持しながら、しかも他民族と和合一致を全うするためには、事実において同一国民たるの信頼、敬愛の心情を発露し、心と心の活きた共鳴、協調よりほかに道はあり得ない。

しかもそれを実現するためには、先ず国民中の長兄である日本民族において、自己を空しうし、真に兄弟の愛をもって彼らに臨むことが根本にある。このことなしに、よし百千の名論が生まれて

も、ひつきよう空論に過ぎぬであろう。……

キリストの十字架による愛が日本民族に必要であると共に、異民族の側においても日本民族を敬愛し、これと融和しようとする心が必要である。このことなしには、どんなに日本民族において謙遜と愛をつくしても、ひつきよう片思の愛におわるであろう。しかもこのことや、日本民族が謙遜と愛を持つことの困難であるよりも、さらに一層の困難であることを察せねばならぬ。しかもこのことをよくなさしめる力は、またキリスト教信仰である。キリスト教世界観の中心には、『天父の下に万民は互いに同胞である』との信念が厳存する。……この信仰を彼らが把握することによってのみ、彼らは被征服者の悲痛な感情を越えて、日本民族の手を握り、心から『兄弟』と呼び得るに至るであろう。』(20) と。

そして最後に

「使徒パウロは、『すべての人、上にある權威に服うべし。そは神によらぬ權威なく、あらゆる權威は神によりて立てられる。この故に權威にさからう者は神の定めに伴ふなり』と教えた。われらキリスト者にとっては、天皇の御大権は、国祖の御聖旨に基づくと共に、全宇宙の神の御聖旨に拠るものである。

この信仰にして一度、九千万国民の心魂に徹するなら、もはやそこには朝鮮民族、漢民族の差別はないであろう。天皇の御大権に対する確信は、いよいよ国民の心に牢乎として、巖の如く確立するであろう。』(21) と締めくくっている。

この主題講演における最大の問題点は、キリスト教信仰が「日本主義」思想と何の矛盾も衝突もあるべきものでなく、キリスト教の精神をもって「日本主義」思想を浄化向上せしめうるとの見解である。小野村も言うごとく、「日本主義」の本質は「皇室中心主義」、「綜合家族制度」であり、この両者は天照大神を始祖とする万世一系の天皇を家父長とし、その天皇による日本国の統治にあることは申すまでもない。小野村が故意にふれないのか否かは明らかではないが、天皇の本質は明治憲法第三条の「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」にあり、それは現人神としての神格化天皇である。

以上のごとく天皇制の本質を理解するならば、万物を創造支配する唯一絶対の神の存在を信ずるキリスト教信仰とは根源的にあい入れないものである。それは 1893 年、皇室中心主義の立場より「宗教と教育の衝突」を発表した井上哲次郎が、その著書において、

「(1)我が国の教育主義は教育勅語を以て基礎とせざるべからず。(2)教育勅語は国家主義なり、基督教は世界主義にして国家主義にあらず、愛に差等なしと説くが故に国家に執着するものに非ず、君父の上に天父あり耶蘇ありと説くが故に忠孝主義に反す。(3)故に耶蘇教と教育とは衝突する。』(22) とのキリスト教批判は、逆の立場からして最も正鵠をえた見解と申すべきであろう。

なお小野村が天皇を「日本民族の国家的結合」「日本民族の大家長」として扱っている点であるが、かりに百歩譲って小野村がそれを文字通り扱えているとしても、'37 年 5 月、文部省より発行された「国体の本義」の内容をみる時、天照大神を始祖とする「万世一系の天皇を中心とする一大家族国家」こそ「日本の国体」であると主張している事実よりして、それは神権的、宗教的權威をもつ天皇の絶対的支配を意味しており、それは内に民主主義を否定し、外には天皇の名による「八紘一宇」の精神に基づく侵略思想であって、ファシズムに照応する思想内容といえよう。

ゆえにキリスト者が国家神道のシンボルである神社や宮城に対して、単なる尊敬の念をもって人間天皇、またはその祖先に拝礼しても、政府としては、国策上、思想支配の観点からしてなんらの痛痒を感じることはないのである。なぜなら'42 年正月、教団統理富田満が「天皇は国家を代表する一人の人間であり、その先祖を祀る神社に形式的に頭を下げただけである」との主観的判断より伊勢神宮に参拝し、「我が国に於ける新教団の発足を報告し、その今後に於ける発展を希願する」(23) 時、どのような内面的理由付けをなしても一度神社に拝礼してしまえば、それは客観的にみると、その対称である天皇制の本質は、政治的、軍事的大権とともに、天照大神とその歴代天皇の神的、靈的能力を継承し、同時にすべての神社を総轄する祭祀大権をもつ宗教的存在である。また法的には、明治憲法に規定された「神聖不可侵の現人神」としての神格化天皇に他ならないからである。

要は時の政府、軍部にとって侵略戦争遂行のために天皇を日本国家の權威、権力の中心として国民の一致協力の態勢をつくるのが必須の絶対的条件であった。ゆえにキリスト者によって、神社参拝の歴史的事実の意味するものは、信仰の本質からして許さるべきでない偶像礼拝の許容と侵略戦争の支持を意味していたといえよう。

次の問題点は日本帝国の侵略による台湾、朝鮮、満州等に対する植民地支配の扱え方である。小野

村の云うごとく、その植民地支配と民族差別の矛盾をその支配を前提としながらキリスト教、すなわち、イエス・キリストの十字架の贖いにあずかる信仰に基づいて支配者も被支配者も共に謙遜と愛に生きることにより「他民族に対して謙遜であれ、彼等を愛せよ。」と主張するその信仰の本質の問題である。福音の本質よりして日本が他国家、他民族を侵略し植民地支配することをどう扱っているのか、侵略と植民地支配を是認し、民族的差別と人権を奪った上での謙遜と愛による具体的実践とは一体どのような行為をいうのであろうか？

たとえば、'19年3月、朝鮮において生じた三一独立運動（しかもその指導者の過半数はキリスト者であった）をみるまでもなく、土地調査を名目にした土地の収奪、創氏改名、朝鮮語の使用禁止、強制連行、神社参拝の強制等の歴史的事実を知る時、はたして当時の日基の牧師、キリスト者はどう理解し、どう対処しようとしていたのであろうか、疑問なしとしない。

直接キリスト教会との関係においても、'39年3月、第七十四回帝国議会において、殉教を覚悟しつつ、朝鮮人キリスト者安利淑女子らが、日本政府の朝鮮における宗教政策（主として神社参拝の強制）に反対し檄文をまいて逮捕された行動、またその前年、平壤において当時の日基大会議長富田満が日本当局の意をうけ、また日本のキリスト教会への弾圧の連動を避けるために朝鮮耶蘇教会長老教会の総会で、「神社は国の祭祀にして宗教に非らず」との詭弁をもって朝鮮人キリスト者に神社参拝を強制し、その結果、戦時下廃止された教会約二百、投獄されたキリスト者二千余名、殉教者朱基徹牧師以下五十余名を生じた歴史的事実を知る時、その本質をどう扱え、どう理解すればよいのか？、福音の本質、真理に対する把握そのものの理解に対して基本的疑問を禁じえないのである。

結 び

以上の日基大修養会における小野村の主題講演「現代の思想一其の批判と我等の主張」の分析と批判を通して、日基が次第に強まる国家権力の重圧化にあって、自ら意識すると否にかかわらず、その信仰において質的变化を遂げ、方向転換をなしていたことが推察される。ゆえにその福音の宣教の業がいかに純粹になされたとしてもその信仰告白は内実を伴はず、形骸化した「教会擁護」と

いう現象面的理由のみが中心的課題となり、それは必然的に教団加盟への道を自らの手によってたどらざるをえなかった苦悩と挫絶の道であったのである。

思うに当時プロテスタント教会中最大の教派であり、一定の信仰告白と教会観を有したといわれる日基の信仰告白の内実を追求する時、そこに万物を創造し支配するイエス・キリストに対して「イエスは主なり」とのダイナミックな全人格的信従の告白はみられず、またその教会観においても高倉の末定型教会論の継承またはその変質により法的な観点よりする教会法の確立は遂に見出すことはできない。しかも同時に云いうことは、土肥昭夫氏が鋭く指摘しているごとく、

「すでに帝国主義的段階に入った天皇制国家の支配体制のなかでは、信教の自由や教会の自治なるものは可能なかを問う視点がなく、天皇制国家の安寧秩序を是認し、そのうえに信教の自由を宗教法案廃棄という方法ですすめていったにすぎないのである。その結果、天皇制国家の支配体制がファッショ化していく30年代になると、信教の自由の要求と天皇制国家への忠誠のあいだにはさまれて身動きのできない状態におこまれてしまった。」⁽²⁴⁾ のであり、この点よりしても教団加盟に進まらざるをえない日基の体質的脆弱さが指摘されるのである。

注

(1)(2)「福音新報」1927年1月13日号所収

(3)「上掲書」1927年1月27日号所収

(4)「上掲書」1900年1月3日号所収

(5), (6), (7)「上掲書」1929年1月24日号所収

(8), (9)「上掲書」1932年10月12日号所収

(10)「上掲書」1935年10月17日号所収

(11)「上掲書」1935年12月12日号所収

(12), (13), (14)「上掲書」1936年1月23日号所収

(15)浅野順一著「たましいの足跡」p. 162-163

(16)「福音と現代」創刊号（1931年4月号所収）

(17)麻生信吾著「公同運動と伊藤牧師」（日基教団浜北教会牧会四十年伊藤恭治牧師古稀記念集 p. 184）

(18)伊藤恭治著「教会合同運動を綴りて」（信仰と生活 86号 p. 26-27 所収）

(19)東山莊講演集「刊行のことは」（福音新報社発行）

(20), (21)「泉誌」1935年9月号より1936年1月号（小野村林蔵全集第二巻所収）

(22)山路愛山蔵「基督教評論、日本人民史」（岩波文

庫版 p. 103)

(23)「教団時報」1942 年 1 月 15 日号所収

(24)土肥昭夫著「日本プロテスタント教会の成立と

展開」p. 153-154 (日本基督教団出版局発行)

(その一終り)

(なおこの論文の執筆にあたって文部省科学研究
費の補助をうけたことを感謝して附記しておく。)

(昭和 58 年 11 月 29 日受理)

